平成２２年（再ロ）第１０号
高知市朝倉本町２丁目15番７号
再生債務者　野村　公子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月24日まで
平成22年12月27日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１９号
高知市旭駅前町33番地　アルファステイツ旭駅前402号
再生債務者　中橋　啓
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月24日まで
平成22年12月27日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号
熊本県八代市坂本町西部い2883番地
再生債務者　程能　保順
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月24日まで
平成22年12月27日　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（再ロ）第３号
香川県丸亀市前塩屋町２丁目１番40―504号
オレンジハイツ丸亀
再生債務者　西田　百合
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月31日まで
平成22年12月27日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（再ロ）第３１号
仙台市青葉区千代田町２番９号
再生債務者　黒澤ゆうこ
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月17日まで
平成22年12月27日
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２８号
京都市伏見区深草直違橋11丁目130番地
再生債務者　榊原　和彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月27日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第２号
広島県尾道市向島町7088番地７
再生債務者　島谷　康治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月27日　広島地方裁判所尾道支部

給与所得者等再生による各決定中更正

平成２２年（再ロ）第５号
開始決定時の住所北海道旭川市神居３条21丁目60番地の95
再生債務者　大澤　幸人
１　主文　当裁判所が平成22年10月28日になした意見聴取決定及び平成22年11月26日になした再生計画認可決定中再生債務者の住所について「北海道旭川市神居３条21丁目60番地の95」とあるのを、「開始決定時の住所北海道旭川市神居３条21丁目60番地の95」と更正する。
２　決定年月日　平成22年12月22日
旭川地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十二月二十八日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
また、合併後の存続法人の名称を財団法人とちぎ未来づくり財団と変更いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十二年二月二十二日までにお申し出下さい。
平成二十三年一月十一日
栃木県宇都宮市駒生１丁目１番六号
（甲）財団法人とちぎ青少年こども財団
理事長　船橋　政従
栃木県宇都宮市本町１番八号
（乙）財団法人とちぎ生涯学習文化財団
理事長　佐藤　順一

吸収分割公告
当社（甲）は、吸収分割により株式会社サンプラント（乙、東京都中央区東日本橋１丁目１番七号）のプラント事業に関する権利義務（甲株式四〇、〇〇〇株を含む）を承継することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月１日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十五日
掲載頁　一六一頁（号外第一三四号）
平成二十三年１月十１日
兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目二番三三号
株式会社タクマ
代表取締役　手島　肇

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年１月十１日
東京都港区虎ノ門四丁目三番二〇号神谷町ＭＴビル一四階
アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社
代表社員　メメック・グループ・リミテッド
職務執行者　トーマス・ジェイ・マッカートニー

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年１月十１日
栃木県宇都宮市駒生１丁目１番六号
（甲）財団法人とちぎ青少年こども財団
理事長　船橋　政従
栃木県宇都宮市本町１番八号
（乙）財団法人とちぎ生涯学習文化財団
理事長　佐藤　順一

吸収分割公告
当社（甲）は、吸収分割により株式会社サンプラント（乙、東京都中央区東日本橋１丁目１番七号）のプラント事業に関する権利義務（甲株式四〇、〇〇〇株を含む）を承継することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月１日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十五日
掲載頁　一六一頁（号外第一三四号）
平成二十三年１月十１日
兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目二番三三号
株式会社タクマ
代表取締役　手島　肇

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年１月十１日
名古屋市北区上飯田北町三丁目四九番地
合資会社第一電力
代表社員　長谷川安彦

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五億八千二万二千五百円減少し四億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年二月十五日であり、株主総会の決議は平成二十三年一月七日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十六日
掲載頁　一二八頁（号外第一五六号）
平成二十三年一月十一日
東京都港区新橋六丁目一六番一一号
株式会社ミカサ・アセット・マネジメント
代表取締役　東野　豊

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千四百万円減少し、千六百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年二月十二日であり、株主総会の決議は、平成二十三年一月二十七日に予定しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十三年一月十一日
東京都豊島区池袋二丁目一六番一二号
株式会社ネットワークフリー
代表取締役　大和田征矢

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://kessan.info/98947l036.html
平成二十三年一月十一日
東京都豊島区高田三丁目一三番一一号
株式会社ＪＣＢトラベル
代表取締役社長　藤嶋　信章